

後期高齢者医療保険に関するお知らせ

◇新しい保険証を7月中にお送りします

新しい保険証は「さくら色」となり、有効期限は、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間です。また、前年の所得に基づいて、医療費の窓口での自己負担割合が変更となることがあります。（届いた保険証に記載されていますのでご確認ください。）

なお、現在お持ちの保険証（薄紫色）は、8月以降はご利用できません。保険証には個人情報に記載されていますので、8月になりましたら古い保険証は裁断するなどして破棄してください。

◇マイナンバーカードを保険証として使用されている方へ

マイナポータル上で保険証利用の登録をし、有効期限内のマイナンバーカードであれば、これまで通り保険証代わりに利用できます。

（ただし、医療機関によってはマイナンバーカードを利用できない可能性もあるため、念のため保険証も携帯してください。）

◇「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

被保険者世帯で、世帯員全員が住民税非課税の場合、申請により認定を受けることができます。

- ・医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も軽減されます。
- ・高額な外来診療を受けた時も同様に、自己負担限度額までの負担となります。

◇「限度額適用認定証」について

現役並み所得者で、住民税課税所得が145万円以上から690万円未満の方は、申請により認定を受けることができます。

- ・医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

◇令和6年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度では、医療費等の自己負担額を除く費用（医療費給付）を、公費が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの約1割を後期高齢者医療保険料で賄っています。

令和6年度の保険料は、令和5年中の所得に基づいて、令和6年7月に決定されます。7月中旬から「保険料額決定通知書」をお送りしますので、お手元に届きましたら令和6年度分の保険料額をご確認ください。

※詳しくは、被保険者証に同封されるパンフレットをご覧ください。

【お問合せ】

南部町役場 住民課
☎ 66-3405

山梨県後期高齢者医療広域連合
☎ 055-236-5671